

令和元年12月
大東市議会
定例会議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第 8 3 号	大東市附属機関条例-----	2
・議案第 8 4 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例-----	4
・議案第 8 6 号	大東市下水道条例-----	1 2
	大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店 に関する条例-----	1 4

議案第 83 号

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第 2 条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	大東市総合計画・総合戦略審議会	(略)	(略)
	<u>大東市庁舎の在り方等に関する審議会</u>	<u>市庁舎の在り方及び機能についての調査審議に関する事務</u>	<u>15人以内</u>

主要改正点

- ・市長の附属機関に大東市庁舎の在り方等に関する審議会を加えたこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第 2 条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	大東市総合計画・総合戦略審議会	(略)	(略)

議案第 8 4 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新

第 1 条 ～ 第 1 3 条 (略)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第 1 4 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

第 1 5 条 ～ 第 3 4 条 (略)

(特別利用保育の基準)

第 3 5 条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 1 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に誤りがあり、正誤表が公表されたことに伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第 1 条 ～ 第 1 3 条 (略)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第 1 4 条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 1 9 条及び第 3 6 条第 3 項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

第 1 5 条 ～ 第 3 4 条 (略)

(特別利用保育の基準)

第 3 5 条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 1 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、

新

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 ～ 第49条 （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満

旧

第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

第37条 ～ 第49条 （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定

新

保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込

旧

子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込

新

みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 （略）

2 （略）

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

旧

みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 （略）

2 （略）

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議案第 86 号

大東市下水道条例

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例

新

(大東市下水道条例)

第 1 条 ～ 第 4 条 (略)

(排水設備の新設等の工事の施行)

第 5 条 排水設備の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備の工事に
関し大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例(平成 12 年
条例第 39 号) 第 5 条の規定により管理者の指定を受けた工事店(以下「指定工事店」と
いう。)でなければ、行ってはならない。

2 (略)

第 6 条 ～ 第 21 条 (略)

(手数料)

第 22 条 管理者は、指定工事店の指定について、その申請者から 1 件につき 11,000
円の手数料を徴収する。

2 (略)

第 23 条 ～ 第 38 条 (略)

主要改正点

- ・上下水道事業管理者の権限に属する事務である下水道排水設備工事責任技術者の登録に係る事務が、大阪府下水道協会にて一元化され、運営されることに伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第 1 条 ～ 第 4 条 (略)

(排水設備の新設等の工事の施行)

第 5 条 排水設備の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備の工事に
関し大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例(平成 12 年
条例第 39 号) 第 9 条の規定により管理者の指定を受けた工事店(以下「指定工事店」と
いう。)でなければ、行ってはならない。

2 (略)

第 6 条 ～ 第 21 条 (略)

(手数料)

第 22 条 管理者は、次の各号に掲げる事務について、その申請者から 当該各号に定める
手数料を徴収する。

(1) 市指定工事店の指定手数料 1 件について 11,000 円

(2) 責任技術者登録手数料 1 件について 6,500 円

2 (略)

第 23 条 ～ 第 38 条 (略)

新

(大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例)

(目的)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築工事の適切な実施を図るために、責任技術者の登録の取消し等の求め及び下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の携帯並びに指定工事店の指定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

(1) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から責任技術者証の交付を受けている者をいう。

(2) (略)

(責任技術者登録の取消し等の求め)

第3条 管理者は、責任技術者が下水道に関する法令（条例を含む。第6条において同じ。）の規定に違反する行為その他の不正又は不誠実な行為を行ったときは、その登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

2 前項の規定による登録の取消し又は効力の停止により、責任技術者が被った損害については、管理者はその責を負わない。

(責任技術者証の携帯)

第4条 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

旧

(目的)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に規定する排水設備（以下「排水設備」という。）の新設、増設又は改築工事の適切な実施を図るために、責任技術者の登録及び指定工事店の決定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 (略)

(1) 責任技術者 大阪府下水道協会（以下「協会」という。）が実施する責任技術者試験に合格し、市に登録された者をいう。

(2) (略)

(責任技術者の登録)

第3条 責任技術者の登録を受けようとする者は、規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 責任技術者の住所及び氏名

(2) 責任技術者試験合格者番号

(3) 勤務する指定工事店

(4) 現在の登録番号及び有効期間（現在責任技術者として登録されている者に限る。）

3 責任技術者の登録有効期間は5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者はこれを短縮することができる。

(責任技術者の責務)

第4条 責任技術者は、排水設備の基準に従い、排水設備に係る工事の設計及び施工（監理を含む。以下同じ。）に従事しなければならない。

新

第5条 (略)

第6条 (略)

(指定工事店の取消し又は一時停止)

旧

2 責任技術者は、前項の規定により設計及び施工にあたった工事が完了したときは、その際に行われる検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、複数の指定工事店に所属してはならない。

(責任技術者登録の取消し等)

第5条 管理者は、責任技術者が下水道に関する法令(条例を含む。以下同じ。)の規定に違反したとき、その他不正又は不誠実な行為があったときは、登録の取消し又は時停止をすることができる。

2 前項の規定による登録の取消し又は一時停止により、責任技術者が被った損害については、管理者はその責を負わない。

(責任技術者登録事項変更の届出)

第6条 責任技術者は、第3条第2項各号の規定により登録された事項に変更があったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(責任技術者登録の更新)

第7条 責任技術者の登録の有効期間の満了の日以後も、引き続き責任技術者として登録を受けようとするときは、当該日の2か月前までに、あらかじめ協会が行う講習を受けた上で、管理者に登録更新の申請をしなければならない。ただし、事前に当該講習を受けられないやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(責任技術者登録証)

第8条 管理者は、責任技術者として登録を受けた者には、登録証を交付する。

2 責任技術者は、き損又は紛失を理由として登録証の再交付を受けようとするときは、その旨を管理者に申し出なければならない。

3 責任技術者は、第5条の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく管理者に登録証を返納しなければならない。また、同条の規定により、登録を一時停止されたときは、その期間、一時的に責任技術者証を返納しなければならない。

第9条 (略)

第10条 (略)

(指定工事店の取消し又は一時停止)

新

第7条 (略)

(1) (略)

(2) 第5条に規定する指定要件を欠くに至ったとき。

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第8条 (略)

(指定工事店証)

第9条 (略)

2 (略)

3 指定工事店は、第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に第1項の工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定を一時停止されたときは、その期間、一時的に当該工事店証を返納しなければならない。

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

旧

第11条 (略)

(1) (略)

(2) 第9条に規定する指定要件を欠くに至ったとき。

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(指定工事店証)

第13条 (略)

2 (略)

3 指定工事店は、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に第1項の工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定を一時停止されたときは、その期間、一時的に当該工事店証を返納しなければならない。

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)